$$A + \frac{(B - A) \times 1}{5}$$

算式の符号

A　普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成30年総務省令第46号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下この条において「平成30年改正前の省令」という。）第11条第1項第1号（二）（2）の規定により算定した平成29年度分の数と同一の数（ただし、平成29年4月2日以後に行われた合併に係る新市町村にあつては、当該市町村が平成29年4月1日以前に存在したものと仮定して平成30年改正前の省令第11条第1項第1号（二）（2）の規定の例により算定した平成29年度分の数に相当するものとして総務大臣が通知した数とする。）

B　第11条第1項第1号（二）（2）の規定により算定した数

（都道府県の「徴税費」の経常態容補正係数の算定方法の特例）

第七条の六　当分の間、都道府県の「徴税費」の経常態容補正係数の算定に当たつては、第十一条の二第三項に定める各年度の調定済額は、当該調定済額から各年度における附則第十六条第三項に規定する数量の合算数に三二・一千円を乗じて得た額（収入済額及び不納欠損に係る額を除く。）を控除した額とする。

（市町村の「地域振興費」の投資補正係数の算定方法の特例）

第九条　平成三十年度に限り、附則別表第三に掲げる市に係る「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものの投資補正係数の算式の符号Bは、第十二条第三項の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した率とする。

［略］

第九条の二　平成三十年度に限り、附則別表第三の二に掲げる市に係る「地域振興費」のうち面積を測定単位とするものの投資補正係数は、第十二条第四項の規定により算出した率に、同表の「率」の欄の率を加えた率とする。

（都道府県の「地域振興費」の投資補正係数の算定方法の特例）

第九条の五　平成三十年度に限り、都道府県の「地域振興費」の投資補正係数は、第十二条第三項の規定により算定した率に、次の算式によつて算定した率（特別の定めがある場合を除くほか、当該率又は当該率の算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

算式

$$(B \times \frac{4,049,000}{}) \div A$$

B × 4,049,000 に小数点以下2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　測定単位の数値

B　次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\{(y \div \delta) \times 100\} \times (1 \div \frac{3.5}{})$$

（都道府県の「徴税費」の経常態容補正係数の算定方法の特例）

第七条の六　当分の間、都道府県の「徴税費」の経常態容補正係数の算定に当たつては、第十一条の二第三項に定める各年度の調定済額は、当該調定済額から各年度における附則第十六条第四項に規定する数量の合算数に三二・一千円を乗じて得た額（収入済額及び不納欠損に係る額を除く。）を控除した額とする。

（市町村の「地域振興費」の投資補正係数の算定方法の特例）

第九条　平成二十九年度に限り、附則別表第三に掲げる市に係る「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものの投資補正係数の算式の符号Bは、第十二条第三項の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した率とする。

［同左］

第九条の二　平成二十九年度に限り、附則別表第三の二に掲げる市に係る「地域振興費」のうち面積を測定単位とするものの投資補正係数は、第十二条第四項の規定により算出した率に、同表の「率」の欄の率を加えた率とする。

（都道府県の「地域振興費」の投資補正係数の算定方法の特例）

第九条の五　平成二十九年度に限り、都道府県の「地域振興費」の投資補正係数は、第十二条第三項の規定により算定した率に、次の算式によつて算定した率（特別の定めがある場合を除くほか、当該率又は当該率の算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

算式

$$(B \times \frac{3,795,000}{}) \div A$$

B × 3,795,000 に小数点以下2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　測定単位の数値

B　次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\{(y \div \delta) \times 100\} \times (1 \div \frac{3.1}{})$$